

議会運営委員会会議記録（概要）

令和7年2月12日（水）

開 会（午後1時30分）

松本議長

本日は、令和7年第1回（2月）定例会の日程について及び議会運営に関する事項について協議をお願いします。

なお、先ほど副市長より、慣例で行われている最終日の理事者の退任あいさつをいただく際に、他の部長職にも議場への入場を許可していただきたいとの申し入れがあり、それを許しますので、ご承知おきください。

【議 事】

(1) 令和7年第1回（2月）定例会の日程について

①市長提出議案の報告等

中村副市長

議案件名表のとおり議案第1号から議案第45号までの45件を提出します。（※議案第1号から議案第45号までの議案の概要を説明）

なお、追加議案として監査委員選任1件、教育長選任1件の計2件の人事案件について、提出を予定しております。

②会期予定（案）等の説明

※瀧澤議会事務局参事が会期日程概要（案）と会期予定表（案）に基づき説明

③一般質問者数の確認

自由民主党・維新・参政・無所属の会 6人

公明党 4人

至誠自民クラブ 4人

日本共産党所沢市議団 4人

市民クラブ未来 2人

さきがけ 3人

立憲リベラルの会 1人

立憲民主党・れいわ新選組 2人

※以上、26人から通告があった。

大石委員長

一般質問の日数は5日間、1日目から4日目までは1日6人、5日目が2人となります。

#### ④会期日程の決定

大石委員長

その他の会期予定は、案のとおりでよろしいですか。(委員了承)

#### ⑤一般質問順位の決定(抽選)

一般質問順位について、別紙のとおり決定した。

#### ⑥一般質問通告締切日時について

2月19日(水) 議案調査日1日目の正午

大石委員長

一般質問の通告は、指定の様式で提出をお願いします。

#### ⑦議案質疑通告締切日時について

2月21日(金) 議案調査日3日目の正午

大石委員長

議案質疑の通告についても、デスクネットの指定の様式で提出をお願いします。

#### ⑧議員提出議案提出締切日時について

3月10日（月）（一般質問調査日1日目）正午

⑨請願・陳情書受付締切日時について

2月13日（木）午後5時

(2) 議会運営に関する事項について

① 「所沢市議会の個人情報の保護に関する条例について」の一部改

正について

大石委員長

初めに、「所沢市議会の個人情報の保護に関する条例について」の一部改正についてです。

こちらについて、事務局から説明をお願いします。

瀧澤議会事務局

事前に配信させていただきました資料に沿って、説明をさせていただきます。

局参事

「所沢市議会個人情報の保護に関する条例について」の一部改正についてです。

こちらは、令和6年11月21日の議会運営委員会で刑法の改正に伴う改正について説明をさせていただいているところですが、その後、新たに改正が必要な箇所が加わりましたことから、令和7年第1回（2月）定例会にて併せて改正したいと考えているものです。

今回加える改正内容は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる「番号利用法」の改正に伴い、項ずれの対応及び文言の修正を行うものです。

なお施行日につきましては、以前説明しました刑法の改正に伴う条例

改正は、刑法の改正の施行日である令和7年6月1日に、今回加える改正箇所は「番号利用法」の改正の施行日である令和7年4月1日を予定しております。

また、本件の改正につきましては、法改正に伴う項ずれ対応のため、令和6年12月13日の議会運営委員会でご協議いただいたとおり、パブリックコメント手続を行わないことを想定しております。

以上、ご協議のほどよろしく申し上げます。

中井委員

新旧対照表の1ページ目、「新」の第2条第10項「第12条第5項において番号利用法という」というのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律のことなのか。

瀧澤議会事務局

こちらは所沢市議会の個人情報保護に関する条例のことです。

局参事

中井委員

そうすると、この表記だと混同してしまうと思われるので、表記の仕方を考えてほしい。

次に、項ずれが生じたのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に第2条第8項が追加されたためだと思うが、この第2条第8項が所沢市議会の個人情報保護に関する条例に何か影響するところはあるのか。

瀧澤議会事務局

新たに新設される第2条第8項に記載されている規定は、カード代替電磁的記録に関する定義を載せているもので、条例の内容には関係はありません。

中井委員

次に、同じく1ページの「旧」の第12条第5項にある「及び第29条」が「新」では削除されているが、その理由を教えてください。

瀧澤議会事務局

すぐにお答えできませんので、お調べして回答させていただきます。

局参事

中井委員

次に、3ページの「旧」の上段「議会の保有する」が「新」では削除されているが、議長が開示できる保有個人情報で議会が保有するもの以外というものが何になるのか分からないため、ここを削除していいのか判断できないので、理由を教えてください。

併せて、最後の5ページの上から4行目「保有個人情報の特定に資する情報の提供」、これは具体的にどのようなものを想定しているのかが分かりにくいので、追加した理由を教えてください。

大石委員長

では、これらの質問につきましては、次回の議会運営委員会で答弁していただきたいと思います。

## ② オンライン化に伴う条例改正等に関するパブリックコメントについて

大石委員長

次に、2月7日までの募集期間としておりましたオンライン化に伴う条例改正等に関するパブリックコメントについてです。

事前に配信しておりますご意見に対する回答（案）について、項目ごとに確認していきます。

まず、「所沢市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）及び所沢市議会会議規則の一部を改正する規則（案）について」です。

意見総数は3人から4件いただき、電子メール1人、電子申請3人でした。

ナンバー1、条文は所沢市議会委員会条例第29条第3項、ご意見等の内容は、所沢市議会委員会条例の一部改正、第29条第3項について参考人においては、第15条の2第1項のオンラインによる方法で委員会が開かれていない場合であっても、オンラインによる方法で意見を述べることができるよう改正することについては異論ありません。

なお、新型コロナウイルス感染症対策等に係る地方公共団体における議会の開催方法に関するQ&Aについて（総行行第40号令和5年2月7日、発信者総務省自治行政局行政課長）では、市長等の事務に関する質問は、各団体の判断により所要の手續を講じた上で、出席が困難な事情により議場にいない欠席議員がオンラインによる方法で質問をすることは差し支えないこと、委員会への出席が困難な事情がある場合として、例えば、災害の発生や、育児・介護等の事由をもって、議員が、オンラインによる方法で委員会に出席することについても、各団体の判断により所要の手續を講じた上で、可能とすることは差し支えないとの見解も示しています。これらについても追加することをご検討くださいますようお願い申し上げます。

12月の定例議会において、インフルエンザが大流行し、複数の議員が休まれたと伺っています。もちろん、このような場合はご体調を優先していただきたいと思います。

しかし、医療機関から外出を控えるよう指定された期間終了前に、体調快復されることもきっとあると思います。そのような場合、指定期間中というだけで、各議員がその能力を発揮できないのは大変残念だと思いますし、所沢市にとっては、大きな損失ですので、この提案をさせていただきます。

このご意見に対する市議会の考え方は、ご指摘のとおり、どのような場合にオンラインによる方法での出席を可能とするかについては、各議会の判断によるところです。当市議会では委員会の開催方法は原則、会議室に参集することとなっており、参集が困難な場合として、大規模な災害の発生等又は重大な感染症のまん延に限り、オンラインによる方法で委員会を開催できるものとしております。

育児・介護等の事由において、オンラインによる方法で委員会を開催することについては、貴重なご意見として、今後の活動の参考にさせていただきます。

次は、ナンバー２、所沢市議会委員会条例全般、ご意見等の内容は、議会のオンライン会議化が進むことは良いことだと思います。オンライン化に関連して、改善して頂きたいことを述べさせていただきます。

- 1、 資料を画面に映すときにしっかり写してほしい。
- 2、 資料が多いならば事前に共有してほしい。
- 3、 議会の動画サイトが遅いのでc d nの活用なども検討してほしい。
- 4、 議会の動画をY o u T u b eで配信することも一案だと思うが、少

なくとも各議員は自分の質疑箇所だけはY o u T u b eにアップロードする裁量があっても良いと思う。

5、委員会は所沢市議会の議事録検索で検索結果にヒットしない気がする。

所沢市の議会は意外に面白いので、新規住民登録をした方などに、もっと積極的に物理的な議会傍聴の案内などをして所沢市での政治参加は簡単であることを体験してもらおうと良いと思います。とはいえ、いきなり物理的な議会傍聴はハードルは高い人も多いと思うので、議会のオンライン化をしていきカジュアルに自宅で傍聴できるようにしていくことも大事かと思います。

このご意見に対する市議会の考え方は、貴重なご意見として承りました。という回答にさせていただきます。

齊藤委員

「4. 議会の動画をY o u T u b eで配信することも一案だと思うが、少なくとも各議員は自分の質疑箇所だけはY o u T u b eにアップロードする裁量があっても良いと思う。」という意見ですが、他議会をみると、自分の主張した一般質問をY o u T u b eで配信している議会もあるが、前回質問をした際に、権利が所沢市にあるのでアップできないとのことだったが、私はこの意見に賛成である。

大石委員長

分かりました。今のご意見については今後、今の意見を基に会派で提案をしてください。

次に、ナンバー3、所沢市議会委員会条例全般、ご意見等の内容は、



オンラインでの委員会開催の場合の会議公開のための傍聴規定がないようです。数年前に傍聴規定についてのパブリックコメントが求められていたようですが、気づきませんでした。今回オンライン規定を盛り込む際に、市民が傍聴できることを明確に記し、その方法についても明記すべきだと思います。

市民が選んだ議員活動を市民がしっかりと見守ることができる「傍聴」は、民主主義にとって基本的であり、必須であり、重要ですので「傍聴」という項目として明文化すべきです。

このご意見に対する市議会の考え方は、オンラインによる方法で開催する委員会の傍聴に関しては、所沢市議会オンライン委員会運営要綱第7条において、「オンライン委員会における傍聴は、委員長が指定した場所にモニター等を設置し、オンライン会議システムの映像及び音声を視聴する方法によるものとする。」と規定しております。という回答にさせていただきます。

次に、ナンバー4、所沢市議会会議規則第115条、第116条、第148条、ご意見等の内容は、第115条について、「法第109条第9項の規定に基づく条例の規定」という表記ではなくさいたま市議会会議規則のような表記に変更することをご提案します。さいたま市議会委員会条例、平成13年さいたま市条例第286号。以下「条例」という。

第115条以外も、「法第109条第9項の規定に基づく条例の規定」という表記を同様に変更することをご提案します。市民目線では、「法

第109条第9項の規定に基づく条例の規定」が何のことか分かりません。

今後新人の議員さんも誕生するでしょう。所沢市の職員は定期的に人事異動がありますから、将来議会事務局に配属される方も必ずいらっしゃると思います。少しでも分かりやすくし、何のことかを確認するのに手間取る状況を可能な範囲で少しずつでもなくすという観点から、このご提案をさせていただきます。

このように変更すれば、分かりやすくなると思います。

第115条第3項の前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

さいたま市議会会議規則を参考にしますが、第95条、この章における出席委員には、さいたま市議会委員会条例、平成13年さいたま市条例第286号。以下「条例」という。

第15条の2第1項の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法、以下「オンラインによる方法」という。で委員会に出席している委員を含む。

第118条、委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員、以下この条において「委員外議員」という。に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

第2項、委員会は、委員外議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

第3項、前2項の場合において、条例第15条の2第1項の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

このご意見に対する市議会の考え方は、「法第109条第9項の規定に基づく条例」ではなく「所沢市議会委員会条例」と表記することとします。という回答にさせていただきます。

第116条については、規則を読むと、委員長には、委員長席と委員席の2つの席が用意されており、発言の内容によって、2つの席を移動しているようになっています。

しかし、実際の運用は、そうではないそうです。現在の運用を継続するのであれば、規則と運用が一致するように、規則を変更することをご提案します。

併せて、委員長としての発言と、委員としての発言がどのようなものか、違いを含めて簡単でよいので記載できれば、なお良いと思います。

市議会での議事運営の方法は、見える化すべきで、暗黙知は無くすべきというのがご提案の理由です。

第116条、委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。

ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

このご意見に対する市議会の考え方は、この運用は委員会を円滑に進行するために行っており、規定する所沢市議会会議規則に基づいたものになります。という回答にさせていただきます。

委員長が委員として発言する際には、委員として質疑等をする旨発言し、委員長の立て札を外すことで委員席に着き、委員としての発言を終えて委員長の職に戻る際に、外した委員長の立て札を再度配置することで委員長席に復すとしております。

第148条については、「議長の許可」から「議長にあらかじめ届け出たもの」に変更したことは良いことだと思います。併せて、「帽子」を削除すること、「議長にあらかじめ届け出たもの」から「入場、入室前までに議長に届け出たもの」に変更することをご提案します。

日本人の2人に1人が1度はがんにかかると言われており、治療にあたり、ウィッグ（かつら）や帽子の着用は一般的になってきています。がん患者にとって、「帽子」は「杖」に相当するものです。

プライバシーにかかわることを、議長にお伝えして届け出しないと、議場又は委員会の会議室に入れないというのは、ダイバーシティの観点から問題があると思います。

なお、コート、マフラー、傘の類については、私が病気との関連を認知していないので、現状で良いと思いました。

「あらかじめ」だと、市民が傍聴する際に、かなり前もって届け出しないというように受け止められると思います。届け出してから、入場入室して下さいという意図だと理解で、変更提案しました。

第148条については、議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

このご意見に対する市議会の考え方は、傍聴者については所沢市議会傍聴規則及び所沢市議会委員会傍聴規程にて規定しており、同規則及び同規程の改正についても今後配慮してまいります。

次に、8ページ「所沢市議会基本条例の一部を改正する条例（案）」についてです。意見総数は3人から4件いただき、電子メール1人、電子申請2人でした。

ナンバー1、第12条、ご意見等の内容は、改正にあたって、一般的に分かりにくい用語を分かりやすくする工夫をお願いします。何がだめで何が良いのか、イメージがつかめません。

「質疑」と「質問」との違い、単なる「一括方式」と「初回一括方式」との違いなど、質問と回答のやり取りの仕方をはっきりと分かるようにしていただけないでしょうか。一番いいのは、イラストなどビジュアル化していただくことですが、条例では、やはり文章にすることが求められるのだと思いますので、ぜひ工夫をお願いいたします。

このご意見に対する市議会の考え方は、今後、議会として分かりやすい表現を工夫してまいります。という回答にさせていただきます。

次に、ナンバー２、同じく第１２条、ご意見等の内容は、まず、一般的な用語として「質疑」と「質問」がそれぞれどのようなものか、またその違いが不明瞭です。「質疑」と「質問」は議員活動の根本ですから、市民に正しく理解できるようにした方がよいと思います。

そこで、説明的な規定を最初に追加することを提案します。

具体的に言えば、下記とおりです。

１、議会審議において、議員は議長の許可を得て、提出された議案に関する質疑、以下「質疑」という。又は市長等の事務に関する質問、以下「質問」という。をすることができる。議員は、市長等に対する質疑及び質問を行うに当たっては、以下省略。

「質疑」と「質問」の説明が正しくないようであれば訂正を、市民目線でより理解しやすいように文面のブラッシュアップをお願いします。

なお、「一括方式」の削除については、反対します。

令和６年１１月２１日（木）の議会運営委員会の会議記録によると、大石委員長が「一括方式は十数年間、誰もやっておりません。」ということの説明し、「一括方式」の削除をご提案されています。いわゆる箱物、施設であれば利用者がいなくても、維持費がかかります。したがって、利用者がいないことは、廃止を行う正当な理由になり得ると思います。

しかしながら、「一括方式」は質問方式の選択肢の1つにすぎません。削除せず、そのまま残しておいたとしても、維持費は全くかかりません。また、現在所沢市議会議員には、身障者の方が1名だけだと思いますが、そのような議員がもう少し増えても欲しいと思っています。そのような議員さんが増えれば、身障者だけでなく子供やお年寄りにとっても、もっとよい所沢市になると思うからです。

なお、そのようなお立場の方が決意をすれば、支持する市民は一定数いらっしゃると思いますし、所沢市では有権者の約0.7%のご支持があれば当選しますので、十分ありえる話だと思っています。その方にとっても最善の質問方式は「一括方式」かもしれません。

今まで所沢市の市議会議員は、ほぼ健常者で構成されていたので、そのときの状況だけでご判断して欲しくないと思います。

上記の繰り返しになりますが、質問方式の選択肢は削除せず現状維持にしても害はない、経費はかからないはずですから、そのままにして欲しいと思います。

私がこの意見を申し上げている根底には、重度身体障害者の国会議員が実際にいらっしゃることにあります。誰一人取り残さない所沢市議会であって欲しいと思います。

このご意見に対する市議会の考え方は、一般質問の一括方式は従来から、市民や議員から分かりづらいとの意見があったため、平成21年に一問一答方式を導入した経緯があります。

一括方式による一般質問は平成26年第1回定例会を最後に行われておりません。10年以上行われていないことから、議会運営委員会で一括方式を削除することについて確認されたもので、ご指摘の点については、貴重なご意見として、今後の議会運営の参考とさせていただきます。という回答にさせていただきます。

次に、ナンバー3、全般、ご意見等の内容は、議会の質疑に関してこれまで3方式あったことを初めて知りました。一問一答方式だと思うのですが、質疑の際に基本的なデータを確認してから議論をする方が多いかと思います。ヒアリングの際にそうした基本的なデータは認識されていると思うので、質問時間確保のためにもそうした基本的なデータは議会ホームページで事前に共有していただけるとありがたいです。そのデータや関連するデータで別の議員が違う質問をされていたらそれらも知りたいです。質問の事前通告ファイルもPDFだけでなく、HTMLやCSVでの配布も検討して頂きたいです。

このご意見に対する市議会の考え方は、貴重なご意見として承りました。という回答にさせていただきます。

次に、11ページ「市長の専決処分事項の指定についての一部を改正する指定（案）について」です。意見総数は2人から2件いただき、電子申請2人でした。

ナンバー1、第3項、ご意見等の内容は、地方自治法第180条による専決処分にすることができる事項に、解散、欠員等の事由による選挙



費に係る予算の補正を加えることについて、反対します。

理由は、地方自治法第180条に基づいて、議会が指定できるのは、「軽易な事項」に限定されていますが、所沢市は、2024年10月27日に実施された衆議院選挙で、約1億2,000万円の選挙費がかかっており、「軽易な事項」には該当するとは思わないからです。

それでも、なお、地方自治法第180条による専決処分にすることができる事項に加えることをご検討されるのであれば、「解散、欠員等の事由による国会議員の選挙費に係る予算の補正で、かつ、選挙執行事業費が選挙委託金の範囲に収まってる場合」と変更した上で追加することをご提案致します。

ご提案した文面が、もし条例や規則に基づいた表記になっていないようであれば訂正を、併せて市民目線でより理解しやすいように文面のブラッシュアップをお願いできればと存じます。

補足説明としてですが、地方自治法第180条に基づいて、議会が指定できるのは、「軽易な事項」に限定されています。そして、東京高等裁判所平成13年8月27日判決によれば、「軽易な事項に該当するのかの判断は、第一次的には議会の判断にゆだねられている」とされています。

所沢市議会のホームページで公開されている令和6年11月21日の議会運営委員会会議記録を参照しました。

これによると、大石委員長が、市長の専決処分事項の指定に解散、欠

員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算を補正することを追加する説明をした際に、執行部から議長に申し入れがあったことを説明されています。

そして、瀧澤議会事務局参事が、市に裁量の余地がほとんどない解散、欠員等の事由に基づく選挙費の予算の補正について、地方自治法第180条第1項に基づく専決処分に加えるものです。という追加説明をされています。

しかしながら、「軽易な事項に該当する」旨の説明も、そのような議論が全くされていません。そこで、所沢市情報公開条例に基づいて、解散、欠員等の事由による選挙費に係る予算の補正が軽易な事項であることを確認できる資料を請求しましたが、文書の不存在として、公文書非公開決定がされました。公文書非公開決定通知書、所議第869号、令和7年1月9日付、発信者、所沢市議会議長松本明信様。

上記を総合的に判断すると、市民目線では、議会が「軽易な事項」であることを適切な手続きに基づいて判断していない状態で、地方自治法第180条による専決処分にする事ができる事項に追加するというパブリックコメント手続きを開始したようにしか見えませんので、反対します。

次に、文面追加したご提案について説明します。

選挙執行业務費がかかりますが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に基づいて選挙委託金が給付されます。所沢市目線で言え

ば、選挙執行业務費は支出、選挙委託金は収入に該当します。

そして、選挙執行业務費（支出）が選挙委託金（収入）以下となっていれば、所沢市への財政には悪影響はありませんから、財政面を根拠に「軽易な事項」と判断し、地方自治法第180条による専決処分を追加するというロジックになります。

選挙執行业務費（支出）が選挙委託金（収入）より多い場合、つまり足が出た場合は、従来通り地方自治法第179条による専決処分の対応をすればよいと思います。

現在、所沢市は中核市移行を目指して対応中です。執行部は、中核市への移行による移譲事務の増加に伴う経費については、基本的に地方交付税で措置されると説明しています。しかしながら、上手にやりくりをしないと、足が出て、中核市に移行したために、財政状況が悪化し、市民サービスへの影響が懸念されます。

2024年10月の選挙では、選挙執行业務費（支出）が選挙委託金（収入）より多い、つまり足が出た結果となっています。

「解散、欠員等の事由による国会議員の選挙費に係る予算の補正で、かつ、選挙執行业務費が選挙委託金の範囲に収まっている場合」と変更することを提案したのは、執行部に更に良い方法を出してもらおうきっかけになればという気持ちと、中核市への移行にするにあたり上手にやりくりし、足が出ないように準備をしっかりと下さいというメッセージに、きつとなると思ったからです。幸いなことに、所沢市の職員は目標を踏

まえて努力される方が非常に多いので、それを期待してご提案の文面を作成しました。最後までお読みいただきありがとうございます。上記ご検討いただければ幸いです。

このご意見に対する市議会の考え方は、地方自治法第102条の2第1項による通年会期を導入している多くの市議会で、解散、欠員等による選挙費に係る予算の補正を地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分するものができるとしております。

そのため、ご指摘の追記はせず、他市議会と同様に規定します。という回答にさせていただきます。

次に、ナンバー2、同じく第3項、ご意見等の内容は、妥当な改正案だと評価します。申し上げれば、「軽易な事項」であることをより客観的にするために、予算額に上限を設けることができればよりよいように思いました。

所沢市議会は今年2025年5月から通年会期制に移行予定であり、地方自治法第179条による緊急の市長の専決処分が制度上成立しなくなることから、市長提出議案を遅滞なく審議する責務は今まで以上に大きくなります。ここであらかじめ地方自治法第180条により「軽易な事項」を議会の委任に基づく市長の専決処分事項として指定することは、議会が機動的に対応しづらい状況や案件であっても市政を停滞させない、リスク低減の意味合いがあるものと受け止めました。

今回の改正案で新たに指定される「解散、欠員等の事由による選挙費

に係る予算を補正すること。」については、令和6年11月21日の議会運営委員会会議記録を拝見したところ、執行部からの申し入れに応じて議会が改正案を作成したものと理解いたしました。同様の専決処分事項は、やはり通年会期制を採用している島根県浜田市でも指定されていることから、先例にも合致するものだと言えます。また、市議会による説明「解散、欠員等の事由による選挙の場合、事由が生じてから公示（告示）までの期間が短い場合が多く、臨時議会を開催する暇がなく、選挙の執行に当たっては市の裁量の余地がほとんどない」も妥当であるように思います。

後は、この指定が金額的にも「軽易な事項」と言えるか否かが要点であるように思いました。所沢市における具体的な事例として、平成26年12月定例会で専決処分の報告がされた衆議院解散後の衆議院議員選挙執行費は、予算額で8,384万円、決算額で約6,445万円（A）でした。また、平成26年度の一般会計の決算総額は約974億758万円（B）でした。決算額で比率、 $A \div B$ を計算すると約0.066%になるかと思えます。こういった金額や比率を基に上限をあらかじめ定められればベターでしょうが、指定を運用する中で、報告された専決処分の額が実際に軽易であることを議会がチェックしていく方法もあり得ると思います。いずれにせよ、市議会が行政監視の権能をよりよく行使されることをお願い申し上げて、パブリックコメントといたします。

このご意見に対する市議会の考え方は、ご指摘のとおり、地方自治法

第102条の2第1項による通年会期を導入している多くの市議会で、解散、欠員等による選挙費に係る予算の補正を地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分するものができるとしております。

市議会のチェックが適切に機能するよう、今後の議会運営の参考とさせていただきます。

最後に、手続き全般に関するご意見についてです。

16ページから27ページについては、4つの改正(案)に対する同じ意見となりますので、取りまとめて確認をいたします。

意見総数は1人から2件いただき、電子申請1人でした。

ナンバー1、その他、ご意見等の内容は、案が1つしか選択できませんが、これは「所沢市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)」「所沢市議会会議規則の一部を改正する規則(案)」「所沢市議会基本条例の一部を改正する条例(案)」「市長の専決処分事項の指定について(案)」の4つに対するパブリックコメントとして取り扱って下さいますよう、お願い申し上げます。

「パブリックコメント手続実施の手引」によれば、意見募集期間の初日に所沢市ホームページの新着情報に掲載すること、ところざわほっとメールを発信することが必須事項として定められています。

これは、パブリックコメント手続を行うことを周知するために、これらが必須とされているものだと思いますが、4つのパブリックコメン

ト手続きは所沢市ホームページの新着情報の掲載も、ところざわほっとメール発信もされていません。

至急、所沢市ホームページの新着情報の掲載とところざわほっとメール発信を行い、これらの掲載日やところざわほっとメール発信を考慮して、このパブリックコメントの意見募集期間の終了日を変更して下さい様お願い申し上げます。

補足ですが、パブリックコメント手続は平成27年4月1日施行の「所沢市市民参加を進めるための条例」第6条2号パブリックコメント手続に明記されています。そして、「所沢市市民参加を進めるための条例」の第17条に「この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めます。」という委任条項があり、この委任条項に基づいて「所沢市パブリックコメント手続実施要綱」や「パブリックコメント手続実施の手引」が定められています。

「所沢市市民参加を進めるための条例」の第2条で、この条例における用語の定義は、所沢市自治基本条例において使用する用語の例によるとされています。

所沢市自治基本条例の第3条4号「市 市議会及び市長その他執行機関をいいます」と定義されていますので、市議会主導で実施されているこのパブリックコメント手続も、この条例の対象になります。

所沢市の条例は、所沢市議会によって制定されています。

所沢市議会によって制定された条例で根拠に、定められた必須手続き

が行われることなく、意見募集期間が終了することが無いようお願いしたく存じます。

公開されている議会運営委員会の議事録を拝見すると、パブリックコメント手続を進めるにあたっての事務的確認は、議会運営委員会の大石委員長と亀山副委員長に一任されています。議事録には明記されていませんが、定められた手続を基づいてパブリックコメント手続を進めるという前提で一任されているはずだと思われませんが、なぜ決められたと異なる手順で実施されているのか不思議に思います。

所沢市市民参加を進めるための条例は平成26年第4回（12月）定例会で可決、亀山副委員長はこの議案に賛成されていますので、ここに書いたことはご存じのはずだと思いますので、本当に不可解に感じます。もし、私の条例の解釈が正しくなければ、正しい解釈をご教示いただければ幸いです。

このご意見に対する市議会の考え方は、ご指摘のとおり、所沢市ホームページの新着情報に掲載、ところざわほっとメールの発信をしたうえで、意見募集期間を延長いたしました。という回答にさせていただきます。

次にナンバー2、同じくその他、ご意見等の内容は、システム上、案を1つしか選択できませんが、上記4つに対する意見として取り扱いして下さいますようお願い申し上げます。

1月7日付で下記の意見をお送りいただきましたが、ところざわほっと



メールは意見募集期間の初日の業務時間外の17時18分に発信されていたことをところざわほっとメールのサイトで確認しました。

つきましては、所沢市ホームページの到着情報掲載のご対応をお願い致します。

なお、パブリックコメント手続実施の手引の意見募集期間の初日というのは、初日のいつでも良いという意味ではないと思います。案内が遅い時間帯になれば、意見募集期間を実質的に1日短縮したことと同じだと思います。

今後パブリックコメント手続を行うことがあれば、意見募集期間の初日のできるだけ早い時間帯、遅くとも午前中に発信して下さいますようお願い申し上げます。

該当部分を抜粋すると、現在、所沢市議会主導のパブリックコメント手続が行われています。パブリックコメント手続実施の手引によれば、意見募集期間の初日に所沢市ホームページの到着情報に掲載すること、ところざわほっとメールを発信することが必須事項として定められています。これは、パブリックコメント手続を行うことを周知するために、これらが必須とされているものだと思いますが、このパブリックコメント手続は所沢市ホームページの到着情報の掲載も、ところざわほっとメール発信もされていません。

該当部分抜粋終わり。

このご意見に対する市議会の考え方は、貴重なご意見として承りまし

た。所沢市ホームページの新着情報に令和7年1月9日に掲載を行ったうえで、同日を起点に意見募集期間を延長いたしました。という回答にさせていただきます。

読み上げの確認は以上となりますが、非常に貴重なご意見をいただき、このような回答にさせていただきたいと思いますが、こちらの案をもって、ホームページに公開することよろしいですか。

(委員了承)

なお、こちらについては、3月13日の議会運営委員会で議員提出議案として整えたものをお示しいたしますので、よろしくお願ひいたします。

### ③ オンラインによる請願・陳情の受付方法について

大石委員長

次に、1月20日に開催した議会運営委員会において説明しました「オンラインによる請願・陳情の受付方法について」ですが、本日各会派からご意見をいただきますようお願いをしてありました。

協議事項として「オンラインによる提出の受付方法」、「本人確認の方法」、及び前回お示ししました3つのオンラインに向けた課題についてとなります。

このことを踏まえて、各会派からご意見を願ひします。

長谷川委員

オンライン受付の方法としていくつか挙げられていたが、メールだと紹介議員が署名した請願書を添付ファイルで送付しなければならないため、セキュリティの面では難しいと思われるので、電子申請システムが

一番いいと思う。

谷口委員 結論から言うと、長谷川委員と同じで、所沢市の電子申請システムの活用が一番いいと思う。

川辺委員 セキュリティの観点では、マイナポータルや電子申請システムの活用もいいと思うが、電子申請システムの活用においてのデメリットは登録をしなければならないため、会派としては、広く請願を提出できるというところで電子メールを活用するのがいいのではと考える。

粕谷委員 メールや電子申請システムということが出たが、郵送についても丁寧に議論していくべきと考えるので、時間をかけて審議したい。

矢作委員 電子メールの活用ということだが、本人確認というところが少し不明確になると思われるので、そのあたりを教えていただきたい。

大石委員長 電子メールは埼玉県議会が行っているかと思いますが、そのあたりはどのようにされているか確認できますか。

瀧澤議会事務局 埼玉県議会の電子メールを活用した方法において、本人確認は請願者の連絡先に事務局から電話で確認を行い、紹介議員においても同様に、電話で確認を行う方法と伺っております。

大石委員長 では、今日のところはここまでにして、また次回以降に協議していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### ④ 2月定例会の確認事項について

大石委員長 次に、配信させていただいています「2月定例会の確認事項」については、後ほどご一読いただければと思いますが、内容については昨年同

様となります。

但し、「3 一般質問」の(1)については、一括方式は削除しておりますので、ご了承ください。

なお、その他については、議会運営に関する申し合わせ事項や議会運営委員会における確認事項を遵守していただきますようお願いいたします。

矢作委員 昨年と変わっているところがあれば確認したいのと、「3一般質問(3)」についてよく分からないので説明いただきたい。

大石委員長 一括方式が削除された以外に、何か変更はありますか。

大島議会事務局主幹 昨年は4番目に、会議規則・申し合わせ事項の取扱いについて記載しておりましたが、削除させていただきました。

「3一般質問(3)」については、昨年から変更はございません。

中井委員 では、今までどおりということは、委員会に属していない議員はそれに関する質問は出来るということでしょうか。

大石委員長 理解が違っていると思われませんが、議会として執行部への配慮ということもありますが、何人も同じ質問をしても同じ回答となってしまうので、重複しないように配慮しましょうということです。

中井委員 うちの会派なら、全委員会の委員になっているので共有できるが、会派によっては委員になっていない委員会もあるので、どのような質問をしたかどうかということはどのように把握すればいいのか。

大石委員長 委員会会議録です。

中井委員

一般質問の前に公開されているのか。

大石委員長

常任委員長報告の前には公開されています。

長岡委員

「2議案質疑(2)議案調査日3日目の正午までに、所定の通告書に項目・要旨・答弁者を記載した通告書を提出の上、通告する。なお、事業概要調書等の事業名、条例名又は予算書の頁数、款項目節など、分かりやすく記載する。」というのは、今までページ数までは記載していなかったと思うが、これはいつ決まったのか。

大石委員長

一問一答方式を導入した際に、どの議案のどの項目についてかを指定して分かりやすいように質問を行うことと決まっているので、そのことだと思いますが、事務局いかがですか。

大島議会事務局

そのとおりです。

局主幹

谷口委員

ここは「わかりやすく記載する」ということなので、周りが質疑を聞いていて、何について言っているのかが分かるようにということなので、今までどおりでよいという理解である。

#### ⑤ 令和7年5月1日からの会期予定の確認について

大石委員長

次に、令和7年5月1日からの会議予定の確認についてです。

昨年11月の議会運営委員会において、皆さまにお示しした令和7年度の会議予定のとおり、定例会議等の期間を太枠で四角囲みとした表を、議会ホームページにおいて公表したいと思いますが、よろしいですか。

(委員了承)

大石委員長

#### 4 その他

2月25日（火）の議会運営委員会は午前9時30分から開催となります。

なお、先ほどの「所沢市議会の個人情報の保護に関する条例について」の一部改正については、この2月25日の議運では時間がないので、協議は行わないことをご了承ください。

#### 5 散 会（午後3時3分）